

岩沼市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必須	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式1-1号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式1-2号)	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付（総合支援資金の再貸付）が確認できる書類の写し	再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式1-3) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯※ ₁ 全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など ※収入がない場合は通帳など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯※ ₁ 全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施期間の受領印があるもの）※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

**今後の生活の自立に向けて、下記の活動を行うことが必要です。
※活動が確認できない場合には、支給中止となります。**

公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をおこない、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③のすべてが必要です）。

①月1回以上、自立相談支援期間（岩沼市社会福祉協議会）の面接等の支援を受ける。

②月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）での職業相談等を受ける。

→ 当分の間、月1回以上に緩和します。

③原則週1回以上、求人等への応募を行う、また、求人先の面接を受ける。

→ 当分の間、月一回以上に緩和します。

※①～③の活動は、所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします

※1世帯とは：基本的には住民票に記載されている者で判断します。しかし、住民票に記載されているもので判断することが適切でない場合もありますので、詳しくはお問合せください。